

令和6年度
留萌市議会 議会運営委員会
行政視察報告書



視察日程 令和6年10月29日(火)～31(木)

視察先 三重県いなべ市議会
三重県四日市市議会

報告者 横田 美樹 村上 均 田村 裕樹
米倉 靖夫 燕 昌克

【三重県いなべ市議会行政視察結果】

1 訪問期日 令和6年10月30日（木）10:00～11:30

2 視察先 三重県いなべ市（人口約4万4千人、議員定数24名）

3 視察目的 今後の留萌市の議会活動のため、市民から多角的な意見、要望等を聴取し、市議会の運営、活動等の強化、拡充及び活性化を図ることを目的に、令和6年2月に「議会モニター設置規程」を整備し、本年度から議会モニター制度を導入しているいなべ市議会に、その経過や現状について調査研究する。

また、庁舎は2019年（平成31年）4月に新築し、行政棟（免震構造）、議会棟、保健センター棟、シビックコア棟の4棟が整備され、公共交通としては、最寄駅や主要施設を結ぶ福祉バスの無料運行を実施しており、これらについても調査研究する。

4 視察項目

（1）議会モニター制度

① 議会改革の歩み

時 期	内 容
平成20年～ 平成27年	議会改革委員会（任意機関）において、5年をかけて、多岐にわたって協議
平成27年6月～ 平成29年3月	約2年をかけ、議会の現状と課題を整理し、議会の理念を掲げた議会基本条例案を作成
平成29年4月～	<ul style="list-style-type: none">● 議会報告会 対面による議会報告会を開始● 常任委員会体制の改正 議会の調査・監視機能の強化を図るべく、委員会体制を見直し改正● 事業評価を開始 常任委員会体制の見直しに合せ、市が行う事業の検証と評価を行う『事業評価』を開始● タブレット端末の導入 議会運営の効率化、円滑化を図るべく、議員1人1台タブレット端末の導入● 議会活動の検証評価 毎年、議会活動をふり返り、課題・成果を整理し、以降の議会活動を改善すべく、『議会検証評価』を開始

令和4年10月～ 令和5年11月	成熟度評価モデルを用いた議会活動の検証
令和6年1月～	いなべ市議会行動計画に基づく議会活動開始
令和6年2月	議会モニター設置規程を設置。モニター募集開始
令和6年4月～	議会モニター制度開始

② 議会モニター制度設置の目的

市議会の運営に関し、市民から多角的な意見、要望等をいただき、市議会の運営、活動等の強化、拡充、活性化を図る。



③ 議会モニターの活動内容

(ア) 議会の会議を傍聴（中継、

録画配信をインターネットで視聴）。定例会（6月、9月、12月、3月）をはじめ、市民に公開する議会の会議について、意見すること

(イ) 議会の広報活動をチェック（議会だより、議会ホームページなどの閲覧）し、「議会の広報は、市民に伝わるものになっているか」、「普段の生活に議会の情報は入っているか」を確認し、意見すること

(ウ) その他の議会活動。「議会の様子が市民に伝わっているか」、「市民の意見が議会で反映されているか」など、議会改革の成果が表れているか、意見すること

④ 議会モニターの年間活動計画

【募集期間】 毎年2月1日～3月上旬

【募集方法】 議会だより、ホームページ、SNS

【応募方法】 LOGOフォーム（インターネット）、応募用紙の郵送・FAX、持参

【募集結果】 14人

【活動計画】 4月：議会モニター委嘱状交付

6月：6月定例会を傍聴（視聴）

7月：アンケート回答

8月：議会広報広聴に関するアンケート回答

9月：9月定例会を傍聴（視聴）

10月：議会に関するアンケート回答

3月：3月定例会を傍聴（視聴）

3月：懇談会・議会モニター任期終了

※ モニターからの意見は議会で共有する。

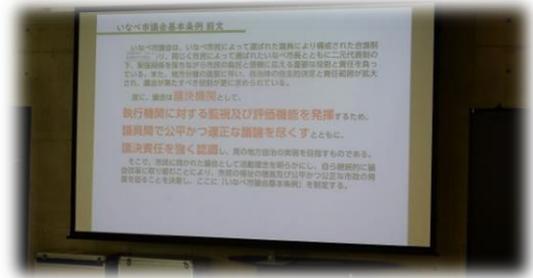
※ 12月に議会検証評価特別委員会へ意見を反映し、改善点などを協議し、その後、市民に協議結果を報告する。

⑤ いなべ市議会行動計画について

いなべ市議会は独自の行動計画を策定し、「議会が議決機関として議決責任を強く認識すること」また、市民の福祉の増進及び公平かつ公正な市政の発展を図ること

を目的とした議会に期待される役割と議会が実現すべき理想的な姿を掲げ、議会基本条例に掲げる理念を基に、着実に実行することとしている。

この行動計画に基づき、各議員の絶え間ない意欲向上を可能とする細かな取り組みが定められており、また、議会としての年間政策サイクルを示すことで効率的かつ効果的に議会運営を行っている。



⑥ 課題

令和6年度からスタートさせているため、課題等は、これから見えてくると思われるが、モニター制度を実施している他の議会でも苦慮しているモニターの応募状況が、今後制度を維持していくうえで課題になってくると考える。

(2) 福祉バス制度

① いなべ市バス交通の事業プロセス

時 期	内 容
平成 16 年度	<ul style="list-style-type: none">● 現行バス路線の現状と課題● 市民のバス利用に関する意識と外出の目的別移動先● いなべ市新バス交通基本構想の策定 市が計画・運行主体となったコミュニティバスを市民との協働によって全市へ展開 [基本方針] 鉄道へのフィーダー交通機能、市民の移動面のミニマム保証、合併後の全市的な一体感の醸成 [スケジュール] 員弁地域で新コミュニティバスを施行運行し、その実証成果を踏まえて全市展開を検討
平成 17 年度	<ul style="list-style-type: none">● 運航事業者（実施計画策）を企画提案コンペで三岐鉄道に決定● 員弁地域の公共交通の現状の整理● 公共交通に対する住民・地域ニーズの把握● 員弁地域の公共交通の課題とコミュニティバスの導入方針の検討● 員弁地域コミュニティバス実証運行実施計画の策定

平成 18 年度	<ul style="list-style-type: none"> ● 員弁地域アイバス実証運行の事業化・運航開始 ● 北勢地域アイバス実証運行実施計画の策定 ● 員弁地域アイバスのフォローアップ調査 (第一段階：利用状況と問題点の把握)
平成 19 年度	<ul style="list-style-type: none"> ● 北勢地域アイバス実証運行の事業化・運行開始 ● 員弁地域アイバスの改善・見直し (阿下喜地区への延伸：11月1日実施) ● 藤原地域アイバス実証運行実施計画の策定 ● 北勢地域アイバスのフォローアップ調査 (第一段階：利用状況と問題点の把握) ● 員弁地域アイバスのフォローアップ調査 (第二段階：阿下喜地区延伸等の検証)
平成 20 年度	<ul style="list-style-type: none"> ● 藤原地域アイバス実証運行の事業化・運行開始 ● 北勢地域アイバスの改善 (ルート・ダイヤ変更：6月2日実施) ● 市内バス交通検証・現状把握等調査
平成 22 年度	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成 22 年 4 月 1 日：「いなべ市福祉バス」運行開始 ● 員弁・北勢・藤原地域アイバスのルート・ダイヤは維持 ● スクールバス機能の一部を分離、運賃を無料化 ● 福祉バス大安ルートと合わせて、社会福祉協議会へ一括して 運転委託する方式へ移行（平成 23 年 4 月 1 日からは、いなべ 市の直営運行へ移行）
平成 25 年度	<ul style="list-style-type: none"> ● 福祉バス大安ルート実施計画策定調査 (利用実態と評価・問題点の把握、見直し方針の検討と新路線 の設定、新路線運行実施計画の策定)

② コミュニティバス導入の背景

平成 15 年 12 月に北勢町、員弁町、大安町、藤原町の 4 町が合併し、いなべ市が誕生したが、合併後の行政整備、インフラ整備、交通整備等が急務であった。

【主な課題】

- 鉄道との接続強化
- 旧町毎の運行形態が違うバス交通の混在
- 合併新市としての一体感

※ バス交通の空白地域・運行形態の違いなど不公平感等を解消するため、「いなべ市新バス交通基本構想」を策定し、合併新市としての一体感を作り出すためのバス交通網を作るためコミュニティバス事業を推進する。

③ 福祉バス（無料化・自主運行）に至った理由

バス料金が無料ということで、市民の外出支援をすることになり、高齢者の外出増加にもつながる。その結果、健康な高齢者が増加し、市の福祉、医

療、介護費用の負担が軽減されると考えた。また、「まちづくり」の観点からも外出増加によるコミュニティの活性化や、地域への経済効果のきっかけになることを期待して無料化、自主運行とした。

※ 運転手はシルバー人材センターに依頼。市内の雇用創出にもなる。

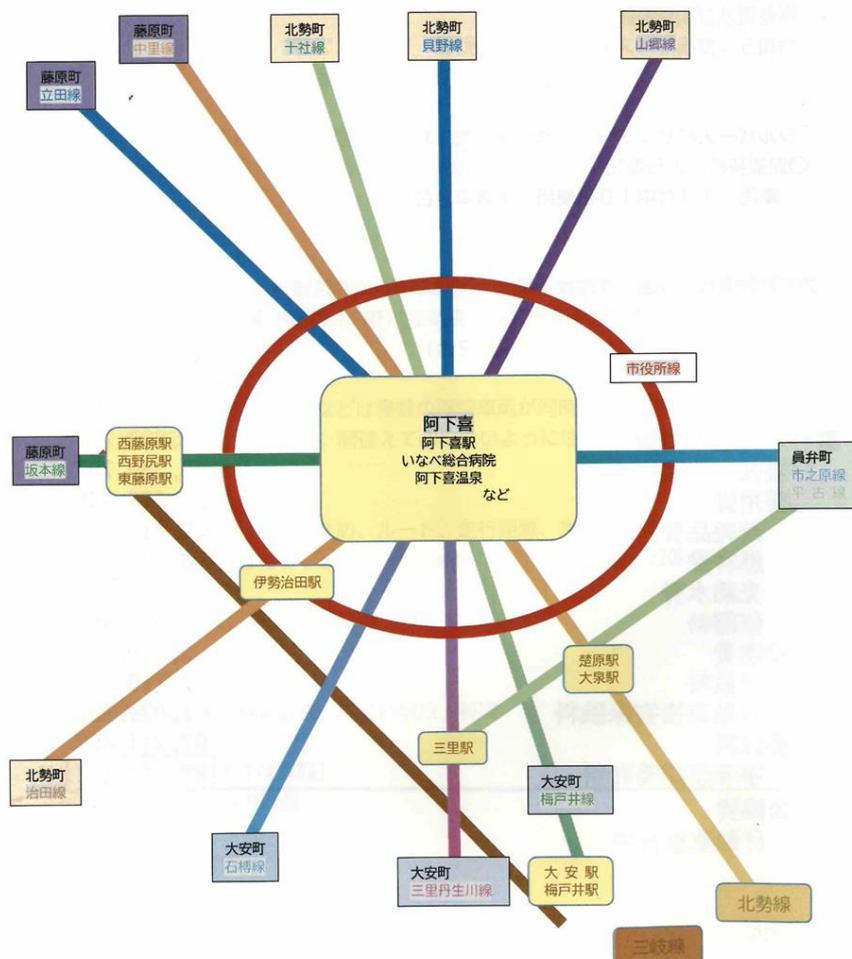
④ 福祉バスの現状

一般的なコミュニティバスは有償であり、道路運送法の適用を受けて運行することとなるが、いなべ市福祉バスは無料による送迎（白ナンバー）となるため、道路運送法の適用対象外となる。許認可などはないが、事実上の旅客運送であり、市自らの責務での運行という位置づけとなる。

○ 路線 全13路線

委託先	地域	路線				
シルバー人材センター	北勢町	十社線	治田線	山郷線	貝野線	市役所線
	藤原町	中里線	立田線	坂本線		
三岐鉄道	大安町	石樽線	三里丹生川線	梅戸井線		
	員弁町	市之原線	平古線			

【福祉バス 路線イメージ（全てを網羅していません）】



○ 運行車輛 ・マイクロバス：5台 ・ハイエース：12台



- 利用状況 主な利用
 - 【高齢者】通院、買い物
 - 【学生等】通勤、通学
- バス停数 全250ヶ所



⑤ 事業費及び業務委託

【事業費】

○ 令和5年度福祉バス事業費

一般財源 128,339,757円（補助金なし）

【業務委託】

○ シルバー人材センター

運行路線数：北勢・藤原ルート 8路線

※ 派遣契約による委託

車両：17台中10台使用（予備車2台）

○ 三岐鉄道(株)

運行路線数：員弁・大安ルート 5路線

※ プロポーザル方式による5年間の長期契約（現：R2～R7年度）

車両：17台中7台使用（予備車2台）

⑥ 課題

- ・車内アナウンスがない
…降車の際は押しボタンか、運転手に直接伝えておく必要がある。
- ・乗り換えが分かりにくい
…一部の場所では、複数の路線車両が同時時間帯に入ってくるため、乗り換え車両が分かりにくい。
- ・悪天候（積雪・台風）時の路線確認、運休対応
- ・運転手の不足、高齢化
- ・土日祝日等の運休日
- ・運行時間（6：45～18：20）
- ・利用者が少ない地域の改善
- ・交通空白地への対応
- ・小型車両の使用による狭さ
- ・車両の故障



(3) 新庁舎について

① 新庁舎建設の経緯

平成15年12月に北勢町、員弁町、大安町、藤原町の4町が合併し、いなべ市が誕生したが、各庁舎は建設してから30～40年を経過しており、老朽化が進んでいた。近い将来、大規模な改修か、建て替えの必要に迫られた。4庁舎を建て替えようとしても国からの補助は無いため、合併特例債を活用するため4庁舎を統合することとした。



なお、庁舎の建設場所は、東日本大震災から大規模な災害でも被災しないことや、万が一被災してもいち早く県内外から支援を受けられる唯一の場所、北勢町阿下喜地区が選定された。

※ 議会に新庁舎建設特別委員会を設置し、計20回の会議、その後、新庁舎建設推進委員会も設置され、議会も新庁舎建設に関わった。

② 新庁舎の敷地選定の考え方

- 既存の市街地や都市施設との機能的、空間的連携を重視し、いなべ市のアイデンティティづくりに新庁舎を活用する。
- 市域の地理的中心付近の場所とする。
- 自然災害を受けにくい場所とする。
- 市外からのアクセスが容易な場所とする。
- 低層建物と駐車場確保に対応可能な余裕ある面積を有する場所とする。

③ 新庁舎の建築計画

(ア) 新庁舎の構成と規模

- 市民にとっての分かりやすさに配慮して、市民対応の窓口空間は設置階に配置し、それ以外の部署は上階に配置する。
- 新庁舎の延床面積は11,000㎡程度とする。

(イ) 空間計画の考え方

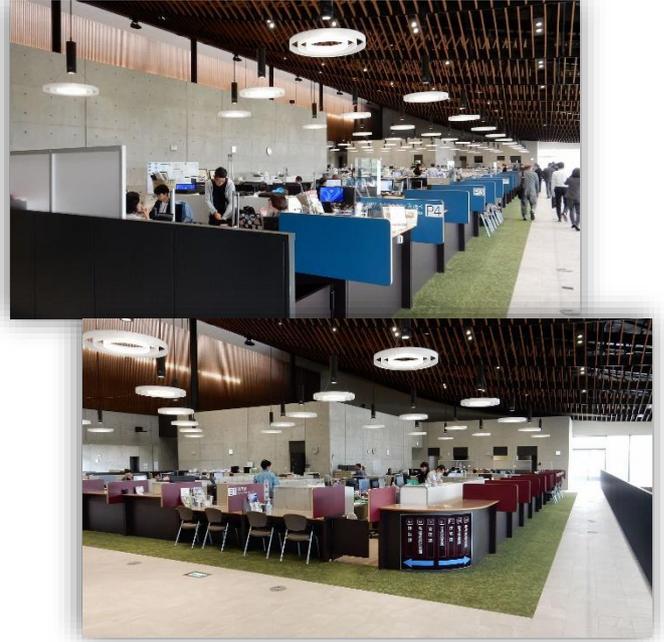
《敷地と建物の一体的な構成》

- 近景にマッチさせるように、新庁舎は低層建物（3階程度）とする。
- 様々なイベントを天候等に左右されないように、半屋外空間も設置。また、屋外空間もイベント開催や散策等で活用できるようにする。

- 現状の利用状況から駐車場は500台程度とする。

《建物の内部構成》

- 市民対応の窓口空間、職員が執務に集中する空間、職員同士が部署を超えて利用できる会議室やラウンジ、市民の為の空間を用意する。
- 平時は市民活動に使われる空間（ホールや会議室など）を、有事には避難所等として使えるように、配置や部屋の仕様・性能を考慮する。
- 関連部署を近接して配置するようにする。
- 議場については、できるだけ市民に親しみが持てる位置に配置し、関連する会議室は、議会閉会時には別用途で使用できるように配置位置を配慮する。



（ウ）構造計画の考え方

- 土地の造成工事は最小限とし、既存形状を活かす。
- 建物構造は鉄筋コンクリート造を基本とする。
- 低層建物（3層程度）とする。
- 免震構造とすることも検討する。

（エ）外観デザインのテーマ・キーポイント

- 建物と屋外空間をひとまとまりの空間として計画・デザインする。
- 建物や駐車場、緑地の配置や形態、素材の検討を行う。

④ 省エネ対応の環境計画

- 既存樹木等によって、冬期の風や夏季の日射を遮り、建物に対する熱負荷を低減する。
- 建物については、庇など建築的対処により室内の熱負荷を低減する。



- 上記を実施の上で、設備面でのトップランナー製品を導入する。あわせて、太陽光パネル導入など、再生エネルギーの活用も検討する。

⑤ 多様な来訪者に配慮した計画（ユニバーサルデザイン）

- 行き先が分かりやすい空間とするために明快な空間構成を目指し、サインはその補助ととらえる。
- 相談窓口は、相談のしやすさやプライバシー保護を配慮した空間デザインを行う。
- 女性や障がいがある方の使いやすさや働きやすさに配慮する。

⑥ 建設及び維持管理のコストの削減

- 庇の設置や外壁の保護により、外壁や開口部の物理的劣化を防ぐ。
- 部署の配置変更が容易な空間構成とする。
- メンテナンス作業や交換がしやすい空間構成とする。
- 竣工後に長期修繕計画を策定し、予算の確保を行う。

⑦ 新庁舎の用地選定（阿下喜地区）

（ア）まちづくりの面からの理由

阿下喜地区は、歴史を感じさせる街並みが残り、専門家の指導・助言を得て、市外の人にも訪れる街並みづくりを行っている。新庁舎の建設により、人の出入りが増え、さらなる活性化につながる。

（イ）行政サービスの面からの理由

地理的中心地に庁舎を建設することで、効率的にサービスが提供できる。

（ウ）交通アクセスの面からの理由

東海環状道路の北勢インターの近くであり、また、主要幹線道路である国道306号・365号や県道など主要な道路が交差する場所であることから、市民や市外からの来訪者がアクセスしやすい。

（エ）建築的な面からの理由

基本方針にあるように庁舎を2階・3階程度の低層建物にし、十分な台数の駐車場を確保できる場所である。

⑧ 新庁舎を含めた公共施設の整備方針

博物館、総合体育館、市民会館、図書館などの公共施設の整備については、将来の需要と市民の利便性を最大限考慮し、これまでのように地域に分散していた方がよい施設と集約化し機能を充実した方がよい施設それぞれの用途に応じた整備を行う。

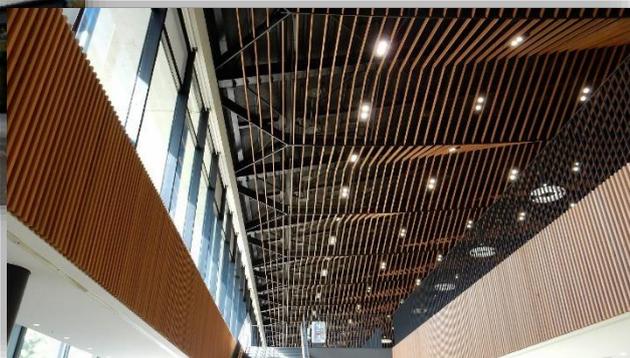
また、いなべブランド事業推進のための拠点づくりを行い、「行政サービスの品質向上」・「満足度向上」・「イメージ向上」を目指す。

⑨ 効果

- にぎわいの森には5つのお店が集まり、いなべ市の特産物を利用した商品やサービスを提供し、また、木々に囲まれた空間でのランチやお昼寝・イベントなどゆったりとした時間を楽しめる。



- 木材も多く活用されており、自然との一体感が、長時間同じ場所で職務を行う職員のストレス緩和にもつながって、仕事の効率化や対人関係にも良い影響を与えている。



⑩ 課題

- にぎわいの森『緑地』の管理に年間約1,200万円がかかる。
- にぎわいの森には、ベンチや遊具などが無く、子連れで滞在できる空間となっていない。

5 行政視察に参加した各委員の感想

- 現地の様々な課題の取組について細かく丁寧な説明をしていただきました。特に失敗例等も聞くことができ、今後の制度の導入等事業推進の参考になる視察でした。
- いなべ市議会の議会モニター制度の取組に関しては、令和6年2月からの取り組みとなるため、今後は他自治体の取組状況も参考にしつつ、いなべ市独自の活発なモニタリングの経過等も踏まえ、当市議会での制度確立に繋げていきたいと思いました。
- 新庁舎やにぎわいの森の状況はとてもすばらしいと感じました。また、市民に分かりやすい議会にしようとしており、当市議会ももっと努力が必要だと感じました。
- 森を切り開き自然の中に庁舎を建設することで、多くの市民の健康増進や交流の場として、幅広い年代の市民が訪れる庁舎となっていると感じました。
- にぎわいの森には、市民が経営する様々なショップが点在しており、市民が庁舎を訪れる楽しみの一つになっている。
- 雨水を貯留し、トイレの水洗に活用するなど、自然の利活用に対する様々なアイデアが感じられる。



6 行政視察結果の総括

いなべ市議会では、令和6年度から議会モニター制度を導入しており、導入を検討している当市議会においては、人口規模が近い自治体の制度導入までの経過や苦勞、現状を知ることができ参考になった。今後は、モニターとの密な意見交換が議会改革の鍵であり、重要になってくるのではないかと考える。

福祉バスが行われている事情については、4町合併といういなべ市特有の状況があったことだが、昨今の公共交通機関の減便等の状況を鑑みると、いなべ市の福祉バスは留萌市の今後の公共交通のあり方について考えさせられるものであつ

た。しかし、車両の故障などさまざまな問題がある事が分かり、自前でバスの運行を行うことは難しく、福祉バス事業を行うとしても委託するのが現実的ではないかと考える。

新庁舎の建設については、見学させていただいたところ、周囲の環境に新庁舎が溶け込んでいるように見え、庁舎内も木々と調和がとれている。また、ユニバーサルデザインを採用しており、相談窓口におけるプライバシー保護や障がいがある方に配慮したデザインについては、見習うべきものがあると思う。



【三重県四日市市議会行政視察結果】

- 1 訪問期日 令和6年10月30日（木）14：30～16：00
- 2 視察先 四日市市（人口約30万6千人、議員定数34名）
- 3 視察目的 四日市市議会は、議会改革に積極的な議会として知られており、平成23年に議会基本条例制定後、暇なく議会審議ができるように通年議会を導入し、反問権や文書質問も導入している。市民との情報共有では、あらゆる媒体の活用のほか、採決システムの導入と結果の公表も実施している。その他に、市民参加の促進では、10年前から議会モニターを設置しているほか、地域に出向いた議会報告会と合わせ、シティ・ミーティングを実施している。令和4年度からは、市内の学校に議員が訪問して学生・生徒と意見交換する「ワイ！ワイ！GIKAI」を実施しており、これらを今後の留萌市の議会活動に役立てるために調査研究する。

4 視察項目

(1) 議会モニター制度

① 市議会モニター制度の経緯

時 期	内 容
平成16年5月	● 議長の所信表明演説にて、提案 ● 各派代表者会議にて、議論開始
平成16年11月	● 制度運用を開始 ⇒初年度は地区推薦37人、大学生5人の計42人のモニター
平成24年度	● 一般公募を実施（10人程度）
令和5年度	● 副議長と各会派の議員で構成される議長の諮問機関である議会改革検討会議で制度の課題と見直しについて議論 ⇒令和6年度から募集内容を見直し
令和6年度	● 地区からの推薦については、地区市民センターの館長に各1人の推薦を依頼することに変更 ● 任期については、1年とする。再任は2年まで可（最長3年）に変更

② モニターの職務

- 市議会の運営等に関し、市民からの要望、提言等を広く徴取し、市議会の運営等に反映させることにより、市議会の円滑かつ民主的な運営を推進する。

- 本会議、委員会を傍聴し、会議運営等に関する意見や市議会だより、ホームページに関する意見を提出する。
- 議員との意見交換会を行う。
 - ※ 無報酬だが、年度末に記念品を贈呈している。



③ モニターの選考方法

- 市内24地区ある地区市民センターに1人の推薦を依頼している。
 - ※ 当初は、1万人以上の地区は2人の推薦、1万人未満の地区は1人の推薦であった。
- 四日市大学に5人程度の学生の推薦を依頼している。
- 一般公募があり、10人程度を選考している。
 - ※ 任期は1年であるが、再任ができ2年（合計で3年）としている。

④ 効果

- モニターからの意見をもとに「傍聴・広報広聴・市民自治基本条例」などを改善した。
- 過去10年間で一人だが、モニターから議員になった人がいた。
- 意見交換会ではモニター全員が一会場に集まって行っていたが、意見が出やすいように、10人前後のグループに分かれて行うようにした。
- 再任の期限は特に設けていなかったが、より多くの人を経験できるようにするために、再任の期限を設けた。



⑤ 課題

- 地区推薦からのモニター集めが難しくなり、令和6年度より「地区市民センターの館長に各1人の推薦」を依頼している状況である。
- 若年層がモニターになるには、学校のカリキュラムの関係上平日の参加は難しく、オンラインによる参加など更に応募しやすい環境を考える必要がある。

(2) 出前型シティ・ミーティング「ワイ！ワイ！GIKAI」（主権者教育）

① 「ワイ！ワイ！GIKAI」開催までの経緯

時 期	内 容
平成 18 年度～	《シティ・ミーティングの開催》 ● 議会が地域に出かけ、市民へ議会活動について説明・報告し、市民の要望を把握する意見交換会を開催
平成 22 年度～	● より多くの方に参加してもらえるように、手話通訳者を配置
平成 23 年度～	● 議会報告会と同時に開催する。第 1 部を議会報告会、第 2 部をシティ・ミーティングとして 2 部構成で実施
平成 24 年度～	● 議会報告会、シティ・ミーティングにおける市民からの意見を、各常任委員会で整理し、議会運営委員会において議会として協議すべき意見と各常任委員会で協議すべき意見に分けた上で、それぞれ課題に対する調査・研究を行い、その結果を市議会ホームページへ掲載するなどして、市民へフィードバック
平成 29 年度	● 『市制 120 周年記念 シティ・ミーティング これであえんか！四日市市議会』を平成 30 年 1 月 21 日に開催
平成 30 年度	《高校生会議の開催》 ● 18 歳選挙権がはじまり、未来を担う子どもたちに地方政治に興味をもってもらい、地方政治への関心の向上を図るとともに、18 歳未満の子どもたちの意見を聴取し、今後の市政の参考とするために開催
令和元年度	● 6 月に議会報告会とシティ・ミーティングの見直しを行う。 ● 令和 2 年 1 月に対象者を高校生と大学生にすることを確認
令和 3 年度	● 令和 4 年 3 月に、名称を『ワイ！ワイ！GIKAI』に決定する。『Yokkaichi: 四日市』、『Youth: 若者』の 2 つの Y が由来
令和 4 年度～	● 11 月に『ワイ！ワイ！GIKAI』を開催
令和 5 年度	● 令和 5 年度は対象をおおむね若い世代として、中学生などさらに幅広く実施



② 「ワイ！ワイ！GIKAI」開催までの流れ

(ア) 議会が学校に働き掛けて開催した事例～教育民生常任委員会～

日 時	内 容
令和5年9月	● 委員会にて中学校を対象に行うことを決定
令和5年10月	● 校長会役員会にて企画概要を説明
令和5年10月中旬	● 開催校を決定
令和5年11月13日	<ul style="list-style-type: none"> ● 正副委員長と開催校を訪問し、内容の打ち合わせ <ul style="list-style-type: none"> ▶ 開催日 令和5年11月27日(月) ▶ テーマ <ul style="list-style-type: none"> i. 部活動、公共施設、小規模校 ii. 中学生の勉強スペース、給食、学校の設備 iii. タブレット端末の活用、中学生が遊ぶ地域の治安、商店街 ▶ 場 所 橋北中学校 ▶ 人 数 23人
令和5年11月27日	● ワイ！ワイ！GIKAIを開催

※ 当日は3グループに分かれて、それぞれのテーマについてグループディスカッションを行った。

その後、各グループからディスカッションの内容と感想を発表し、最後に参加者全員で記念撮影を行った。

令和6年1月15日に教育民生常任委員会を開催。ディスカッションのテーマごとに中学生からの意見を整理し、今後の検討すべき課題を抽出して、今後の論点を確認した。

令和6年2月29日に開催校の生徒が授業の一環で市議会を訪問したので、1月15日の所管事務調査報告書を生徒へ手渡した。また、教育委員会へも送付したことを報告した。

その後、生徒は本会議一般質問を傍聴した。



(イ) 学校から申込を受けて開催した事例～総務常任委員会～

日 時	内 容
令和5年9月	● 学校から申込がある。
令和5年11月 ～令和6年1月	● 学校を訪問し、企画内容の打ち合わせ ▶ 開催日 令和6年1月12日(月) ▶ テーマ 選挙について ▶ 場 所 聖母の家学園 ▶ 人 数 約25人
令和6年1月27日	● ワイ！ワイ！GIKAIを開催

※ はじめは4つのグループに分かれて、選挙や市議会についてグループディスカッションを行った。

その後に、選挙ポスターづくりを行った。校内生徒会選挙などに立候補することを想定して、公約を掲げてポスターを作った。

最後に各グループからの感想やポスターの発表を行った。

③ 効 果

- ワイ！ワイ！GIKAIを終えた生徒たちからは、「意見交換会の時間が足りない」、「もっと深く議題を掘り下げたかった」などの感想があり、主権者教育として一定の効果があるのではないかと考える。
- 生徒・学生との意見交換会より出た意見から埋もれていた課題を抽出し、改善に向けて行動している。

④ 課 題

- 結果的にグループ分けによる少人数での開催や、小規模校での実施しかないため成功してきたが、大規模校や1学級の人数が多い場合の進め方や、意見聴取という観点では課題がある。
- 中学校での開催は、主権者教育という趣旨がうまく伝わらず、開催までのハードルが高い。

5 行政視察に参加した各委員の感想

- ワイ！ワイ！GIKAIは、多くの市民の皆さんに議会に関心を持って頂く取り組みであり、それらをお聞きすることができ、今後の制度の考えるうえで参考になる視察でした。
- 主権者教育を行い、若年層に議会の仕組みや議会活動を知ってもらう事は重要であり、身近な存在として関わってもらうことが様々な改革につながると思いました。
- 議会モニター制度における住民参加の課題の一つとして、同じ人だけが関わるのではなく、多くの市民に参加してもらうことが重要であると思いました。それにより、様々な立場や状況から見える課題を拾い上げることができるようになると思いました。
- 10年前より議会モニター制度に取り組み、様々な課題に対し新たな取り組みを交えながら市民参加の場を広げていると感じました。

○ ワイ！ワイ！GIKAIは、型にはまらない運営方法により自由度が増し、さらに多くの声を拾い上げることが可能だと感じました。

6 行政視察結果の総括

四日市市議会では、モニターからの意見をもとに「傍聴・広報広聴・市民自治基本条例」などを改善して、議会の活性化につなげてきたことなど、多くのことを学ばせていただいた。これはモニター制度の有用性を示しているものであり、当市議会においてもモニター制度の導入を進めていく必要があると考える。

その他に、高校生など若い世代を対象とした主権者教育「ワイ！ワイ！GIKAI」を行っているが、受けた生徒たちの評判は良く、「意見交換会の時間が足りない」、「もっと深く議題を掘り下げたかった」などと積極的な参加があったとのことだった。これは将来の主権者を見据えた教育であるとの見方ができる一方、子どもを通して現在の主権者である保護者に間接的な影響を与えていると感じる。こういった主権者教育に子どもたちが積極的に参加することにより、今後、政治に対しても積極的に参加していくようになるのではないかと考える。



【行政視察全体を通して】

今回の行政視察では、主に議会改革につながる取組である議会モニター制度、主権者教育の現状や課題だけでなく、その有用性についても伺うことができた。当市議会においても市民の声を反映し、議会機能を強化した活発な議会になる必要があるなかで、議会モニター制度と主権者教育はそこに至る一助になるものである。

今後、これらの二つの制度については、議会運営委員会において検討議題として取り扱い、いなべ市議会、四日市市議会で学びえたことを参考にしつつ、当市議会に導入できるように検討する必要がある。

